

枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格

制 定：平成3年5月27日農林水産省告示第701号
 一部改正：平成6年3月25日農林水産省告示第590号
 一部改正：平成15年2月27日農林水産省告示第239号
 一部改正：平成17年8月15日農林水産省告示第1305号
 最終改正：平成22年7月9日農林水産省告示第1036号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、枠組壁工法構造用たて継ぎ材に適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
枠組壁工法構造用たて継ぎ材	ひき板をフィンガージョイントによって長さ方向に接着した針葉樹材で、枠組壁工法建築物の構造耐力上主要な部分に使用するものをいう。
たて枠用たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、枠組壁工法建築物のたて枠に使用するものをいう。
甲種たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するものをいう。
乙種たて継ぎ材	たて枠用たて継ぎ材及び甲種たて継ぎ材以外の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。

(寸法型式)

第3条 この規格における枠組壁工法構造用たて継ぎ材の寸法型式は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その規定寸法はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(単位 mm)

寸法型式	規定寸法	
	厚 さ	幅
203	38	64
204	38	89
206	38	140
208	38	184
210	38	235
212	38	286

(たて枠用たて継ぎ材の規格)

第4条 たて枠用たて継ぎ材の規格は、次の表のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	<p>別記3の(1)の煮沸繰返し試験又は減圧加圧試験を行い、次の1及び2の基準に適合すること。</p> <p>1 フィンガーの長さが16mm以下の場合には、1サイクル終了時のはく離率が5%以下であること。ただし、その時のはく離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時のはく離率が10%以下であること。</p> <p>2 フィンガーの長さが16mmを超える場合には、1サイクル終了時の平均はく離率が5%以下であること。ただし、その時の平均はく離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時の各試験片のはく離率が15%以下であり、かつ、平均はく離率が10%以下であること。</p> <p>(注1) サイクルとは、煮沸繰返し試験にあつては試験片を沸騰水中に5時間浸せきし、更に室温水中に1時間浸せきした後、水中から取り出し、60±3℃の恒温乾燥器中で18時間以上乾燥し、含水率が19%以下となるようにする処理過程をい</p>

	<p>い、減圧加圧試験にあつては試験片を室温水中に浸せし、0.068MPaから0.085MPaまでによる減圧を30分間行い、更に0.51±0.03MPaの加圧を2時間行った後、水中から取り出し、70±3℃の恒温乾燥器中で18時間以上乾燥し、含水率が19%以下となるようにする処理過程をいう。</p> <p>(注2) はく離率は、次の式により算出する。</p> $\text{はく離率 (\%)} = \frac{\text{木口面のはく離の長さの合計}}{\text{木口面の接着層の長さの合計}} \times 100$ <p>(注3) 平均はく離率は、2個の試験片のはく離率の平均とする。</p> <p>(注4) はく離率の測定に当たっては、試験片の木口面における接着層のはく離の長さが3mm以上のものについて測定するものとし、両外側の接着層のはく離及び節の境界面のはく離は、はく離とみなさないものとする。</p>																				
含水率	別記の3の(2)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が19%以下であること。																				
曲げ強度性能	<p>別記の3の(3)の曲げ試験を行い、次の1及び2の基準に適合すること。</p> <p>1 曲げ試験に供する枠組壁工法構造用たて継ぎ材（以下「試験たて継ぎ材」という。）の95%以上の曲げ強さが、フラットワイズ（幅の材面を上面にすることをいう。以下同じ。）及び寸法型式204のエッジワイズ（厚さの材面を上面にすることをいう。以下同じ。）にあつては次の表の曲げ強さの①の値、寸法型式206のエッジワイズにあつては次の表の曲げ強さの①の値に0.84を乗じて得た値以上であること。</p> <p>2 試験たて継ぎ材のすべての曲げ強さが、フラットワイズ及び寸法型式204のエッジワイズにあつては次の表の曲げ強さの②の値、寸法型式の206のエッジワイズにあつては次の表の曲げ強さの②の値に0.84を乗じて得た値以上であること。</p> <p style="text-align: center;">表</p> <table border="1" data-bbox="619 1055 1278 1323"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹種群</th> <th colspan="2">曲げ強さ (MPa又はN/mm²)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D Fir-L</td> <td>19.6</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>Hem-Tam</td> <td>12.8</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>Hem-Fir</td> <td>18.9</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>S-P-F又はSpruce-Pine-Fir</td> <td>17.5</td> <td>15.6</td> </tr> <tr> <td>W-Cedar</td> <td>10.1</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 樹種群に対応する樹種は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和49年7月8日農林省告示第600号）の別表第3による。</p>	樹種群	曲げ強さ (MPa又はN/mm ²)		①	②	D Fir-L	19.6	17.4	Hem-Tam	12.8	11.4	Hem-Fir	18.9	16.8	S-P-F又はSpruce-Pine-Fir	17.5	15.6	W-Cedar	10.1	9.0
樹種群	曲げ強さ (MPa又はN/mm ²)																				
	①	②																			
D Fir-L	19.6	17.4																			
Hem-Tam	12.8	11.4																			
Hem-Fir	18.9	16.8																			
S-P-F又はSpruce-Pine-Fir	17.5	15.6																			
W-Cedar	10.1	9.0																			
材節又は穴 面の 腐れ の 変色 品丸身 質割れ 加工上の欠点 曲がり 反り又はねじれ 平均年輪幅（枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の別表第3の樹種群の略号が「Hem-Fir」及び「S-P-F又はSpruce-Pine-Fir」に該当する樹種を除く。）	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格第4条に規定する甲種枠組材2級又は同規格第5条に規定する乙種枠組材スタンダードの基準を適用する。																				

	髓心部又は髓（ラジアタパインに限る。） 繊維走向の傾斜 その他の欠点						
材	料 ため継ぎされる木材が同一樹種群のもので構成されていること。						
たて継ぎ部	節又は穴 最大径が25mm以下であること。						
	丸身 厚丸身が1/2以下であること。						
	やにつぼ 木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。						
	段差 1.5mm以下であること。						
部	フィンガーの形状 フィンガーの長さが12mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガーの先端と他方のひき板のフィンガーの底部の隙き間が、1.5mm以下であること。						
	寸法	<p>1 寸法型式が204又は206であること。</p> <p>2 表示された寸法（寸法型式を含む。）と測定した寸法との差が次の表に掲げる数値以下であること。</p> <p style="text-align: right;">（単位 mm）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>表示された寸法（寸法型式を含む。）と測定した寸法との差</td> </tr> <tr> <td>厚さ及び幅</td> <td>±1.5</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>+制限しない。-0</td> </tr> </table>		表示された寸法（寸法型式を含む。）と測定した寸法との差	厚さ及び幅	±1.5	長さ
	表示された寸法（寸法型式を含む。）と測定した寸法との差						
厚さ及び幅	±1.5						
長さ	+制限しない。-0						
表示	表示事項	<p>1 次の事項を一括して表示してあること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字</p> <p>(3) 寸法型式名</p> <p>(4) 長さ</p> <p>(5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字</p> <p>2 ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。</p>					
	表示の方法	<p>1 表示事項の項の1の(1)から(4)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名 「ため枠用ため継ぎ材」又は「FJ STUD」と記載すること。</p> <p>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字 ア 樹種名を表示するものには、その樹種の一般名を記載すること。 イ 樹種群を表示するものには、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の別表第3の樹種群の略号（以下「樹種群の略号」という。）を記載すること。 ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものには、同一荷口に含まれるすべての樹種の一般名を記載し、その次に括弧を付して樹種群の略号を記載すること。</p> <p>(3) 寸法型式名 前条の表に掲げる寸法型式名を記載すること。</p> <p>(4) 長さ 長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。</p> <p>2 表示事項の基準の2により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」と記載すること。</p> <p>3 表示事項の基準に規定する事項の表示は、材ごと（長さ表示にあっては、材ごと又は寸法が同一である各こりごと。）に見やすい箇所に明瞭にしてあること。</p>					
	表示禁止事項	<p>次に掲げる事項を表示していないこと。</p> <p>(1) 表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語</p>					

(甲種たて継ぎ材の規格)

第5条 甲種たて継ぎ材の規格は、次の表のとおりとする。

区 分	基 準																																																																																				
	特 級	1 級	2 級	3 級																																																																																	
品 質	接 着 の 程 度	前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の接着の程度の基準を適用する。																																																																																			
	含 水 率	前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の含水率の基準を適用する。																																																																																			
	曲 げ 強 度 性 能	<p>別記の3の(3)の曲げ試験を行い、次の1及び2の基準に適合すること。</p> <p>1 試験たて継ぎ材の95%以上の曲げ強さが、フラットワイズ及び表2に掲げる寸法型式以外のエッジワイズにあっては次の表1の曲げ強さの①の値、表2に掲げる寸法型式のエッジワイズにあっては次の表1の曲げ強さの①の値に表2に掲げる寸法型式に応じた係数を乗じて得た値以上であること。</p> <p>2 試験たて継ぎ材のすべての曲げ強さが、フラットワイズ及び表2に掲げる寸法型式以外のエッジワイズにあっては次の表1の曲げ強さの②の値、表2に掲げる寸法型式のエッジワイズにあっては次の表1の曲げ強さの②の値に表2に掲げる寸法型式に応じた係数を乗じて得た値以上であること。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹種群</th> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="2">曲げ強さ (MPa又はN/mm²)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">DFir-L</td> <td>特級</td> <td>40.5</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>27.6</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>24.3</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>14.2</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Hem-Tam</td> <td>特級</td> <td>33.0</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>20.2</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>15.5</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>9.4</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Hem-Fir</td> <td>特級</td> <td>38.4</td> <td>34.2</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>26.3</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>22.9</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>13.5</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">S-P-F又は Spruce-Pine-Fir</td> <td>特級</td> <td>33.7</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>24.9</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>24.3</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>14.2</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">W Cedar</td> <td>特級</td> <td>26.3</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>18.9</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>18.2</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>10.8</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 樹種群に対応する樹種は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の別表第3による。</p> <p style="text-align: center;">表 2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>寸法型式</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>206</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>208</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>210</td> <td>0.68</td> </tr> <tr> <td>212</td> <td>0.63</td> </tr> </tbody> </table>				樹種群	等級	曲げ強さ (MPa又はN/mm ²)		①	②	DFir-L	特級	40.5	36.0	1級	27.6	24.6	2級	24.3	21.6	3級	14.2	12.6	Hem-Tam	特級	33.0	29.4	1級	20.2	18.0	2級	15.5	13.8	3級	9.4	8.4	Hem-Fir	特級	38.4	34.2	1級	26.3	23.4	2級	22.9	20.4	3級	13.5	12.0	S-P-F又は Spruce-Pine-Fir	特級	33.7	30.0	1級	24.9	22.2	2級	24.3	21.6	3級	14.2	12.6	W Cedar	特級	26.3	23.4	1級	18.9	16.8	2級	18.2	16.2	3級	10.8	9.6	寸法型式	係数	206	0.84	208	0.75	210	0.68	212
樹種群	等級	曲げ強さ (MPa又はN/mm ²)																																																																																			
		①	②																																																																																		
DFir-L	特級	40.5	36.0																																																																																		
	1級	27.6	24.6																																																																																		
	2級	24.3	21.6																																																																																		
	3級	14.2	12.6																																																																																		
Hem-Tam	特級	33.0	29.4																																																																																		
	1級	20.2	18.0																																																																																		
	2級	15.5	13.8																																																																																		
	3級	9.4	8.4																																																																																		
Hem-Fir	特級	38.4	34.2																																																																																		
	1級	26.3	23.4																																																																																		
	2級	22.9	20.4																																																																																		
	3級	13.5	12.0																																																																																		
S-P-F又は Spruce-Pine-Fir	特級	33.7	30.0																																																																																		
	1級	24.9	22.2																																																																																		
	2級	24.3	21.6																																																																																		
	3級	14.2	12.6																																																																																		
W Cedar	特級	26.3	23.4																																																																																		
	1級	18.9	16.8																																																																																		
	2級	18.2	16.2																																																																																		
	3級	10.8	9.6																																																																																		
寸法型式	係数																																																																																				
206	0.84																																																																																				
208	0.75																																																																																				
210	0.68																																																																																				
212	0.63																																																																																				
材 節 又 は 穴	枠組壁工法構造用製	枠組壁工法構造用製	枠組壁工法構造用製	枠組壁工法構造用製																																																																																	

面 の 品 質	腐	れ	材の日本農林規格第4条に規定する甲種	材の日本農林規格第4条に規定する甲種	材の日本農林規格第4条に規定する甲種	材の日本農林規格第4条に規定する甲種
	変	色	4条に規定する甲種	4条に規定する甲種	4条に規定する甲種	4条に規定する甲種
	丸	身	枠組材特級の基準を適用する。	枠組材1級の基準を適用する。	枠組材2級の基準を適用する。	枠組材3級の基準を適用する。
	割	れ				
	加工上の欠点					
	曲	がり				
	反り又はねじれ					
	平均年輪幅（枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の別表第3の樹種群の略号が「Hem-Fir」及び「S-P-F」又は「Spruce-Pine-Fir」に該当する樹種を除く。）					
	髓心部又は髓（ラジアタパインに限る。）					
	繊維走向の傾斜					
その他の欠点						
材	料	1 前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の材料の基準を適用する。 2 接着剤がレゾルシノール樹脂、フェノール・レゾルシノール共縮合樹脂又はこれと同等以上の性能を有するものであること。				
た	節	又	は	穴	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。	
て	丸			身	前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質のたて継ぎ部の丸身の基準を適用する。	
継 ぎ 部	や	に	つ	ぼ	ないこと。ただし、3級にあつては、木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。	
	段			差	1.5mm以下であること。ただし、3級にあつては、一方の段差が1.5mm以下であり、かつ、他方の段差が3mm以下であること。	
	フィン	ガー	の	形	状	前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質のたて継ぎ部のフィンガーの形状の基準を適用する。
寸				法	1 寸法型式が203、204、206、208、210又は212であること。 2 前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の寸法の基準の2を適用する。	
表 示	表	示	事	項	前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の表示の表示事項の基準を適用する。	
	表	示	の	方	法	1 表示事項の基準において適用する前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の表示の表示事項の基準の1の(1)から(4)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「たて継ぎ材」又は「FJ」と記載すること。 (2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字 ア 樹種名を表示するものにあつては、その樹種の一般名を記載すること。 イ 樹種群を表示するものにあつては、樹種群の略号を記載すること。 ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあつては、同一荷口に含まれるすべての樹種の一般名を記載し、その次に括弧を付して樹種群の略号を記載すること。 (3) 寸法型式名 第3条の表に掲げる寸法型式名を記載すること。 (4) 長さ 長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。 2 前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の表示の表示の方法の基準の2及び3を適用する。

表示禁止事項	前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の表示の表示禁止事項の基準を適用する。
--------	------------------------------------

(乙種たて継ぎ材の規格)

第6条 乙種たて継ぎ材の規格は、次の表のとおりとする。

区分	基準				
	コンストラクション	スタンダード	ユティリティ		
品質	接着の程度	第4条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の接着の程度の基準を適用する。			
	含水率	第4条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の含水率の基準を適用する。			
	曲げ強度性能	別記の3の(3)の曲げ試験を行い、次の1及び2の基準に適合すること。 1 試験たて継ぎ材の95%以上の曲げ強さが次の表の曲げ強さの①の値以上であること。 2 試験たて継ぎ材のすべての曲げ強さが次の表の曲げ強さの②の値以上であること。			
		樹種群	等級	曲げ強さ (MPa又はN/mm ²)	
				① ②	
		D Fir-L	コンストラクション	24.3	21.6
			スタンダード	19.6	17.4
			ユティリティ	12.8	11.4
		Hem-Tam	コンストラクション	16.2	14.4
			スタンダード	12.8	11.4
	ユティリティ		8.1	7.2	
	Hem-Fir	コンストラクション	22.3	19.8	
		スタンダード	18.9	16.8	
		ユティリティ	12.1	10.8	
	S-P-F又は Spruce-Pine-Fir	コンストラクション	20.9	18.6	
		スタンダード	17.5	15.6	
		ユティリティ	11.5	10.2	
	W Cedar	コンストラクション	12.8	11.4	
		スタンダード	10.1	9.0	
		ユティリティ	6.7	6.0	
	(注) 樹種群に対応する樹種は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の別表第3による。				
材面 の 品質	節又は穴	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格第5条に規定する乙種枠組材コンストラクションの基準を適用する。	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格第5条に規定する乙種枠組材スタンダードの基準を適用する。	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格第5条に規定する乙種枠組材ユティリティの基準を適用する。	
	腐れ				
	変色				
	丸身				
	割れ				
	加工上の欠点				
	曲がり				
	反り又はねじれ (ラジアタパインに限る。)				
繊維走向の傾斜					
その他の欠点					
材料	1 第4条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の基準を適用する。 2 接着剤がレゾルシノール樹脂、フェノール・レゾルシノール共縮合樹脂又はこれと同等以上の性能を有するものであること。				
縦 継 ぎ 部	節又は穴	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。			
	丸身	第4条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質のたて継ぎ部の丸身の基準を適用する。			
	やにつぼ	第4条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質のたて継ぎ部のやにつぼの基準を適用する。			
	段差	1.5mm以下であること。ただし、ユティリティにあっては、一方の段差が1.5mm以下であ			

		り、かつ、他方の段差が3mm以下であること。
	フィンガーの形状	第4条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質のたて継ぎ部のフィンガーの形状の基準を適用する。
	寸法	1 寸法型式が203又は204であること。 2 第4条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の寸法の基準の2を適用する。
表	示	第5条の甲種たて継ぎ材の規格の表示の基準を適用する。

(測定方法)

第7条 この規格における節又は穴及び丸身の測定方法については、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格第7条の規定を準用する。

別記(第4条—第6条関係)

1 試験試料の採取

煮沸繰返し試験、減圧加圧試験及び含水率試験に供する試験片を切り取る枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「試料たて継ぎ材」という。)又は試験たて継ぎ材の採取は、次の表の左欄に掲げる枠組壁工法構造用たて継ぎ材の枚数又は本数に応じ、1荷口からそれぞれ同表の右欄に掲げる枚数又は本数を任意に抜き取る方法によるものとする。ただし、試料たて継ぎ材については、曲げ試験を行った後の試験たて継ぎ材を利用することができるものとする。

荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の枚数又は本数	試料たて継ぎ材又は試験たて継ぎ材の枚数又は本数		
	試料たて継ぎ材の枚数又は本数	試験たて継ぎ材の枚数又は本数	煮沸繰返し試験、減圧加圧試験及び含水率試験において再試験を行う場合は、左に掲げる試料たて継ぎ材の枚数又は本数の2倍の試料たて継ぎ材を採取する。
2,000枚以下	20	40	
2,001枚以上 5,000枚以下	25	50	
5,001枚以上 15,000枚以下	30	60	
15,001枚以上 40,000枚以下	40	80	
40,001枚以上	50	100	

2 試験結果の判定

(1) 煮沸繰返し試験、減圧加圧試験及び含水率試験にあつては、1荷口から採取された試料たて継ぎ材から切り取られた試験片のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数が当該試験に係る総数の90%以上であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材は、当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材について、改めて当該試験に要する試料たて継ぎ材を採取して再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。

(2) 曲げ試験にあつては、1荷口から採取された試験たて継ぎ材が、当該試験に係る基準に適合する場合は、合格したものとし、それ以外の場合は、不合格とする。

3 試験の方法

(1) 煮沸繰返し試験又は減圧加圧試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料たて継ぎ材から、中央部にフィンガージョイントを含む、木口断面寸法をそのままとした長さ180mmのものを採取する。フィンガーの長さが16mm以下の場合には、フィンガーの先端部を切断し、木口に接着層が露出した試験片を1個作成する。フィンガーの長さが16mmを超える場合は、フィンガーの中央部を切断し、試験片を2個作成する。

イ 試験の方法

1 サイクル終了時のはく離率又は平均はく離率を算出し、はく離率又は平均はく離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時のはく離率又は平均はく離率を算出する。

(2) 含水率試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料たて継ぎ材から質量20g以上のものを2個ずつ作成する。

イ 試験の方法

(7) 試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で $103 \pm 2^\circ\text{C}$ の温度で乾燥し、恒量に達したと認められるとき（6時間以上の間隔をおいて測定したときの質量の差が試験片質量の 0.1% 以下のときをいう。）の質量（以下「全乾質量」という。）を測定する。

(4) 全乾質量を測定後、次の式によって 0.1% の単位まで含水率を算出し、同一試料たて継ぎ材から作成された試験片の含水率の平均値を 0.5% の単位まで算出する。

$$\text{含水率 (\%)} = \frac{W_1 - W_2}{W_2} \times 100$$

W_1 は、乾燥前の重量 (g)

W_2 は、全乾重量 (g)

(4) (7) 及び (4) の方法以外の方法によって試験片が基準に適合しているかどうかを判定できる場合には、その方法によることができる。

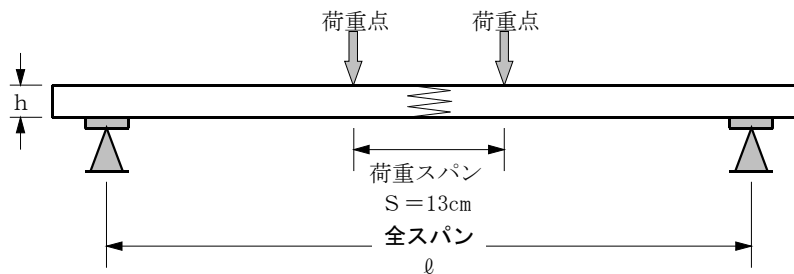
(3) 曲げ試験

試験たて継ぎ材の半数をフラットワイズにし、残りの半数をエッジワイズにして、下図に示す方法により荷重し、最大荷重を測定する。この場合の平均荷重速度は毎分 29.4 MPa 以下とし、ジョイント部を荷重スパンの中央にし、全スパンは次の表によるものとする。

試験は、温度 $20 \pm 2^\circ\text{C}$ 、相対湿度 $65 \pm 5\%$ （以下「関係温湿度」という。）の条件の下で質量が一定（24時間間隔で測定した質量差が試験片質量の 0.1% 以下の状態をいう。以下同じ。）に達するまで調湿した試験たて継ぎ材を用い、関係温湿度の条件の下で試験を行うものとする。ただし、関係温湿度の条件の下での試験が困難な場合には、試験たて継ぎ材の調湿後、直ちに試験を行うこととする。

なお、設備の都合により関係温湿度の条件を設定することが困難な場合又は製造上の理由により関係温湿度の条件の下で質量が一定に達するまでにおおむね 1 週間以上を要する場合には、関係温湿度の条件によらずに試験を行うことができることとするが、この場合には、試験の結果と試験たて継ぎ材の含水率との関係により、関係温湿度の条件の下で曲げ強さが確保されていることが適切に評価できるものでなければならない。

図(1)



(注) 曲げ強さは、次の式により算出する。

$$\text{曲げ強さ (MPa又はN/mm}^2\text{)} = \frac{3 \times P_b \times (\ell - s)}{2 \times b \times h^2}$$

P_b : 最大荷重 (N)

ℓ : 全スパン (mm)

s : 荷重スパン (mm)

b : 試験たて継ぎ材の幅 (エッジワイズの場合は、試験たて継ぎ材の厚さ) (mm)

h : 試験たて継ぎ材の厚さ (エッジワイズの場合は、試験たて継ぎ材の幅) (mm)

寸法型式	全スパン (mm)	
	フラットワイズ	エッジワイズ
203	700以上890以下	1,090以上 1,410以下
204		1,460以上 1,910以下
206		2,230以上 2,930以下
208		2,890以上 3,810以下
210		3,650以上 4,830以下
212		4,420以上 5,850以下

制定文（平成3年5月27日農林水産省告示第701号）
平成3年7月1日から施行する。

改正文（平成6年3月25日農林水産省告示第590号）
平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成15年2月27日農林水産省告示第239号）

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号）附則第4条第1項又は第3項の規定によりなお効力を有するものとされる同法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第3項又は第19条の3第1項に規定する製造業者又は外国製造業者の製造する農林物資について、この告示の施行前にこの告示による改正前の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に適合するかどうかの判定を行った独立行政法人農林水産消費技術センター又は登録格付機関が、当該判定の結果に基づいて当該製造業者又は外国製造業者に当該農林物資又はその包装に格付の表示を付させる場合には、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に格付の表示が付された枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、なお従前の例による。

附 則（平成17年8月15日農林水産省告示第1305号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格により格付の表示が付された枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、なお従前の例による。

改正文（平成22年7月9日農林水産省告示第1036号）
平成22年8月8日から施行する。

附 則（平成22年7月9日農林水産省告示第1036号）

平成22年10月7日以前に行われる枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付については、この告示による改正前の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の規定の例によることができる。

（最終改正の施行期日）

平成22年7月9日農林水産省告示1036号については、平成22年8月8日から施行する。